小山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月28日条例第21号)(以下 条例 という。)第6条の規定により特定個人情報の市長部局での利用または市長部局と小山市教育委員会間の提供を行う事務と個人番号をその内容に含む情報(以下 特定個人情報 という。)を公表します。

○表の見方

1. 条例第4条1項の市長又は教育委員会における特定個人情報を取り扱う事務と利用する特定個人情報の一覧の見方

1	2	3	
番号法 別表1 項番	市が行う別表1に規定する事務	市が保有する特定個人情報	
	保育所運営及び保育料に関する事務 障がい児通所支援に関する事務	生活保護に関する情報	
		中国残留邦人に対する老齢基礎年金に関する情報	
		地方税に関する情報	
		国民健康保険に関する情報	
		児童扶養手当給付に関する情報	
		身体障がい者手帳に関する情報	
		精神保健福祉手帳に関する情報	
		療育手帳に関する情報	

図1:条例第4条1項関係表の凡例(簡易版詳細版共通)

各項目の説明

①:番号法別表1項番

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下 番号法 という。)別表 第1上欄に掲げる項番です。

②:市が行う別表1に規定する事務

市長が行っている番号法別表第一下欄に掲げられている事務の内容です。(簡 易版では見やすく要約してあります。)

③:市が保有する特定個人情報

②の事務を行うに当たって利用する市で保有する特定個人情報(個人番号を その内容に含む情報)です。

※教育委員会について該当はありません。

2. 条例第5条1項又は2項における市長と教育委員会間における特定個人情報の提供を行う事務と提供する特定個人情報の一覧の見方

(1)	(2)	3	(4)	(5)
番号法 別表1 項番	情報照会者	別表1に規定する事務	情報提供者	保有する特定個人情報
15	市長	生活保護の実施に関する事務	教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒医療費補助 に関する情報
63	市長	中国残留邦人等支援給付制度に関する 事務	教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒医療費補助に関する情報
27	教育委員会	要保護及び準要保護児童生徒医療費補助に関する事務	市長	地方税に関する情報
			市長	生活保護に関する情報

図2:条例第5条1項又は2項関係表の凡例(簡易版詳細版共通)

各項目の説明

①:番号法別表1項番

番号法 別表第1上欄に掲げる項番です。

②:情報照会者

特定個人情報の照会を行う機関(市長又は教育委員会)です。

③:別表1に規定する事務

特定個人情報の照会を行う元となる番号法別表第一下欄に掲げられている事 務の内容です。(簡易版では見やすく要約してあります。)

④:情報提供者

②の情報照会者からの求めに応じて、特定個人情報の提供を行う機関です。

⑤:保有する特定個人情報

④の情報提供者が②の情報照会者へ提供する特定個人情報です。(簡易版では 見やすく要約してあります。)